



消 防 救 第 4 3 号

平成 25 年 3 月 29 日

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿

消防庁救急企画室長



国土交通省における公共交通機関に関する事故による被害者等への  
支援に関する協力依頼の周知について

標記の件につきまして、今般、国土交通省より別添のとおり、「国土交通省における公共交通機関に関する事故による被害者等への支援に関する協力依頼の周知について（依頼）」（平成 25 年 3 月 26 日付け国総安政第 87 号 国土交通省総合政策局安心生活政策課長通知）が発出されました。

つきましては、貴職におかれましては、国土交通省の公共交通事故被害者等支援業務の趣旨・役割について御理解いただくとともに、各地方運輸局から貴職（貴団体内消防本部を含む。）に対する問合せにより、傷病者の搬送先病院等の情報提供依頼があることについて、御了知おきいただき、各地方運輸局との調整等に適宜御対応いただきますようお願いいたします。

また併せて、このことについて、貴団体内消防本部へ周知されますようよろしくをお願いいたします。



国 総 安 政 第 8 7 号

平 成 2 5 年 3 月 2 6 日

消防庁救急企画室長 殿

国土交通省総合政策局安心生活政策課長

(公共交通事故被害者支援室長)



国土交通省における公共交通機関に関する事故による被害者等への支援に関する協力依頼の周知について(依頼)

国土交通省では、航空、鉄道等の公共交通における事故による被害者等の方々への支援の確保を図るため、平成24年4月6日に「公共交通事故被害者支援室」(以下「支援室」という。)を設置し、①公共交通における事故が発生した場合の情報提供のための窓口機能、②被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたるコーディネーション機能を担うこととしております。

支援室開設後、当省(各地方運輸局等を含む。以下同じ。)では同年4月29日に関越自動車道において発生した高速ツアーバス事故の被害者等への支援業務を行うとともに、当該事故を教訓に、その後発生した京浜急行電鉄の脱線事故(同年9月24日)等の事故の際、都道府県消防防災主管課及び各市町村消防本部をはじめとする関係機関等からの情報提供等の御協力をいただき、搬送先の病院等に赴いた上で、被害者等の方々に対し、「公共交通事故被害者支援窓口」の連絡先や支援室の業務等を記載した『コンタクトカード』を配布し、被害者等の支援業務に努めてきたところであり、今後も当省と消防関係者との連携を進めていきたいと考えております。

このため、貴職におかれましては、当省の公共交通事故被害者等支援業務の趣旨・役割に理解いただくとともに、『コンタクトカード』の配布のため、別添の火災・災害等即報要領(昭和59年10月5日消防災第267号消防省長官)に基づく即報基準及び直接即報基準に基づき報告することとなる列車、航空機、船舶及びバスに係る救急・救助事故における死傷者が搬送された病院等の情報について、提供頂きたい旨について御了知の上、全国の都道府県消防防災主管課及び市町村消防本部への周知について、お願いいたします。

(別添)

## 火災・災害等即報要領(抄)

昭和59年10月15日

消防災第267号消防庁長官

(最終改正:平成24年5月31日)

### 第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

#### 2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故(該当するおそれがある場合を含む。)について報告すること。

- 1) 死者5人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- 3) 要救助者が5人以上の救助事故
- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故(社会的影響が高いことが判明した時点での報告を含む。)

(例示)

- ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- ・(以下略)

### 第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等(該当するおそれがある場合を含む。)については、直接消防庁に報告するものとする。

#### 2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- 1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- 2) バスの転落等による救急・救助事故
- 3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

(以下略)